

令和4年1月31日
教育相談・支援課
教育指導課

第2次世田谷区不登校支援アクションプラン（案）について

1 主旨

不登校の児童・生徒を取り巻く社会情勢や教育環境の変化に対応し、新たな「教育総合センター」の機能を発揮しながら、不登校支援策の更なる充実に向けた、令和4年度から令和5年度までの2年間にわたる具体的な行動計画を定めた「第2次世田谷区不登校支援アクションプラン」の案をとりまとめたので報告する。

2 計画案の内容

別紙1 及び別紙2 のとおり

別紙1 第2次世田谷区不登校支援アクションプラン（案）【概要版】

別紙2 第2次世田谷区不登校支援アクションプラン（案）【本文】

3 素案からの変更点

別紙3 「素案からの主な変更点」 のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

令和4年 3月 策定

第2次世田谷区不登校支援アクションプラン(令和4年度～令和5年度)(案) 概要版

第1章 第2次世田谷区不登校支援アクションプランの策定について

1 第2次不登校支援アクションプランの位置付け、計画期間

(1) 本プランの位置付け

世田谷区教育委員会では、平成21年5月「世田谷区における不登校対策のあり方について」を策定し、その後、状況の変化に対応するため、平成30年度に「世田谷区不登校対策アクションプラン」を策定しました。

本計画は、アクションプランの4年間の取り組みを振り返り、現状と課題を的確に把握するとともに、不登校支援の拠点となる「教育総合センター」の機能を発揮し、社会情勢や教育環境の変化にも対応した不登校支援策のさらなる充実に向けた具体的な行動計画を定めたものです。

(2) 計画の期間

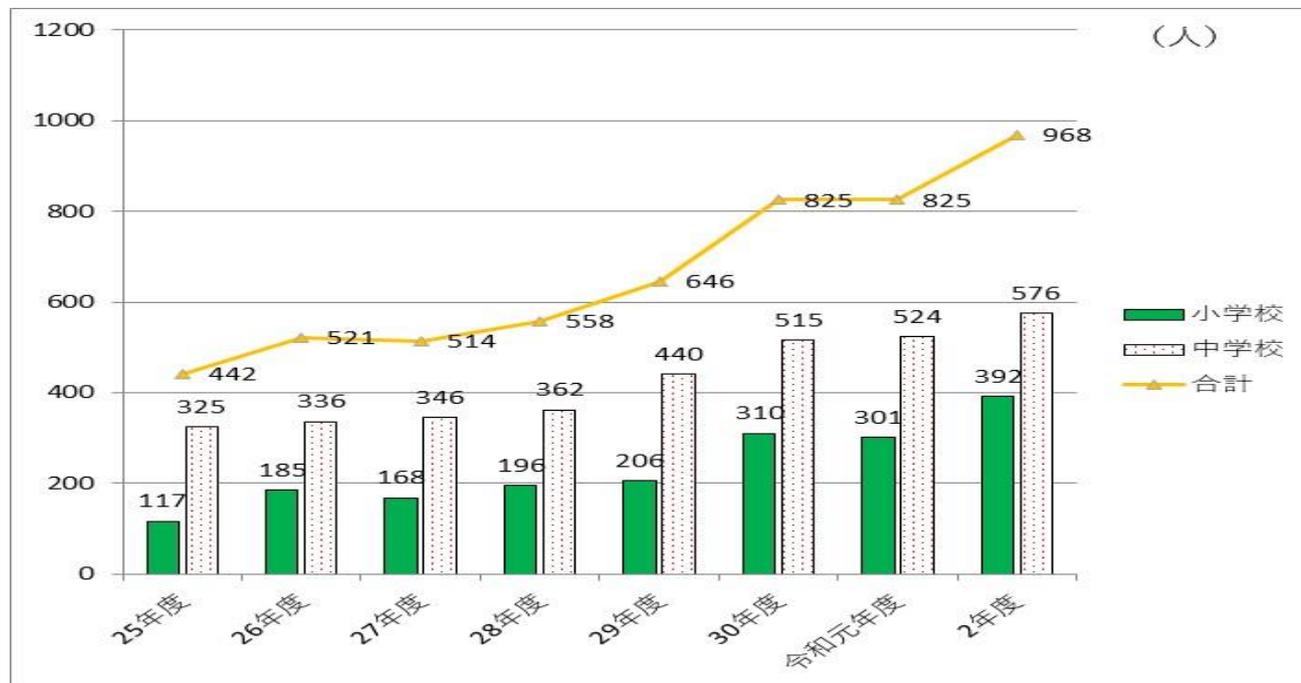
第2次世田谷区教育ビジョン調整計画及び(仮称)世田谷区未来つながるプラン等との整合を図るため、令和4、5年度の2年間を行動計画とします。

第2章 世田谷区における不登校児童・生徒を取り巻く現状と分析

1 世田谷区における不登校児童・生徒を取り巻く現状と分析(一部抜粋)

◎不登校児童・生徒数の推移等

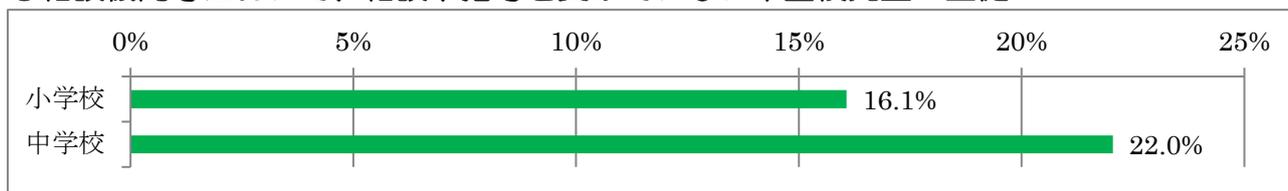
児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査



【現状】・世田谷区の不登校児童・生徒数は令和2年度で小学校392人 中学校576人 合計968人となっており、平成30年度に比べ、小学校は1.26倍、中学校は1.12倍と増加傾向にあります。また、その割合も全国に比べ高い水準で推移している

【課題】・新たな不登校児童・生徒を生み出さないための魅力ある学校づくりが必要
・小・中学校間における支援情報のきめ細やかな引継ぎや連携のさらなる強化が必要

◎相談機関等において、相談や指導を受けていない不登校児童・生徒



児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

【現状】・小中学校ともに、不登校児童・生徒の約7割が、スクールカウンセラーや養護教諭などによる相談や助言、指導等の支援を受けています。一方で、小学校で約16%、中学校で約22%、支援を受けていない不登校児童・生徒がいます。

【課題】・学校内外の教育相談体制を強化し、早期に個に応じた支援につなげていく体制が必要

【課題】・多様な相談支援や学習支援、居場所の確保を図り、一人一人の状況に即した適切な支援につなげていくことが必要

第3章 世田谷区不登校対策アクションプラン(2018年度～2021年度)の取り組み成果と課題

1 不登校対策アクションプラン(2018年度～2021年度)の主な取り組み成果と課題

I 児童・生徒に対する直接的な支援

【主な取り組み成果】

- ・放課後、土曜日の補習教室の実施やタブレット型情報端末を活用した学習支援の実施
- ・スクールソーシャルワーカーの増員、特別支援教育巡回グループ配置等による相談・支援体制の強化
- ・別室で登校する児童・生徒への人的支援(学校生活サポーター)の試行的配置
- ・教育総合センターにおける不登校支援の充実(総合的な相談体制の構築、不登校支援グループの設置等)に向けた検討、実施

【さらなる充実に向けて】

- ・一人一人の個性や能力に応じた学習支援やキャリア教育の推進による魅力ある授業づくり
- ・予防から初期対応、継続支援の各段階において統一的な対応を行うためのガイドラインの作成、活用
- ・小・中学校間における情報の引継ぎや連携の強化、福祉部門と連携した継続的な支援の実施
- ・ICTを活用した多様な学習支援や居場所の確保

II 環境の整備

【主な取り組み成果】

- ・教育相談主任研修、特別支援教育コーディネーター研修の実施による教員の対応力の向上
- ・民間のノウハウを活用したほっとスクール希望丘の開設、運営による支援体制の充実
- ・本格的な学習支援を必要とする児童・生徒の新たな支援の場となる不登校特例校の設置に向けた検討
- ・不登校施策をまとめたリーフレットの作成、配布による情報提供の機会の拡充

【さらなる充実に向けて】

- ・早期支援に向けた、児童・生徒に対する教員等のアセスメント力の向上
- ・運営評価の結果を踏まえた、ほっとスクールにおける支援内容の充実、受け入れ体制の強化
- ・不登校特例校の運営状況の評価・検証、及びほっとスクールとの機能や役割の整理

III 保護者・家庭への支援

【主な取り組み成果】

- ・「不登校保護者のつどい」の実施地域、回数の拡大による参加機会の拡充
- ・進路説明会の開催回数の拡大のほか、個別相談会、個別高校説明会の開催による内容の充実
- ・「保護者向けハンドブック」の作成、配布による不登校に対する理解促進

【さらなる充実に向けて】

- ・「不登校保護者のつどい」の運営方法の見直しによる参加や交流機会の拡充
- ・進路説明会の実施状況を踏まえた検証と内容のさらなる充実
- ・保健福祉領域等における相談支援機関との連携強化

第4章 不登校児童・生徒への支援の基本的な考え方

1 不登校児童・生徒支援の基本的考え方

登校だけを目標とすることなく、児童・生徒への理解を深め、その多様性や個性を認め伸ばすことで、児童・生徒が自らの進路を考え、決定し、社会的自立につながるよう支援します。

**不登校児童・生徒の
社会的な自立につながる支援を行う。**

2 不登校児童・生徒への支援の方向性

方向性1 多様性や個性を認め伸ばす学校づくり

不登校支援の前提として、児童・生徒の多様性や個性を認め伸ばし、自己有用感や自己肯定感を高めながら、安心して通い続けることができる学校づくりを進めます。

方向性2 早期支援

一人一人の状態等の変化を早期に把握し、多様性や個性に応じた支援を組織的・継続的に行っていきます。

方向性3 長期化への対応

多様な学びの場や居場所の充実を図り、一人一人の状況に即した適切な支援を行っていきます。

3 教育総合センターにおける不登校支援の推進

教育総合センターでは、「子ども支援・教育相談・個別支援の強化」、「学校支援・教員等支援の強化」等の機能を発揮しながら、総合的な教育相談の拠点づくりや専門チームによる学校支援、関係機関との支援ネットワークの構築など、不登校支援の中核的機能を果たし、本プランの取組みを着実に推進していきます。

また、政策研究部門と連携した教育課題の研究を実施し、それらの成果・普及を通じて、学校や教員等に対する支援も進め、総合的な不登校施策の推進に取り組んでいきます。

4 第2次不登校支援アクションプランの目標

目標1 児童・生徒一人一人の多様性や個性を認め伸ばす学校づくり

様々な教育活動や体験活動を通じて、一人一人の多様性や個性を認め伸ばす、魅力ある学校づくりを推進し、学校が楽しいと感じる児童・生徒を増やしていきます。

目標2 不登校の児童・生徒一人一人の状況に即した適切な支援へのつなぎ

児童・生徒、保護者の状況を的確に把握し、多様性や個性に応じた支援方針を定め、一人一人の状況に即した適切な支援につなげ、どこにも支援につながっていない児童・生徒数の減少を図ります。

第5章 第2次世田谷区不登校支援アクションプラン 施策の取組み

施策の体系（大項目・中項目・小項目）			重点 取組	
大項目	中項目	小項目（取組み内容）		
I 多様性や個性を認め伸ばす学校づくり <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> 児童・生徒の様子を丁寧に 見守り、その多様性や個性を 認め伸ばす学校づくりや 校内体制づくりを進める </div>	(1) 一人一人を大切に する教育	①安心して過ごせる学級づくり		
		②自己肯定感を高められる学校活動の充実		
		③一人一人の個性や能力を伸ばす教育活動	◎	
		(2) 児童・生徒への 理解の深化	①不登校の現状理解及び校内の情報共有	◎
			②児童・生徒の変容を把握するチェックリストの作成	
			③校内における相談機能の充実	
④進学時における円滑な不登校支援				
II 早期発見 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> 児童・生徒の状態等を 十分に理解・把握し、 早期の段階から組織的、 継続的な支援を行う。 学校内外における相談・ 支援体制の充実と連携 強化を図る。 </div>	(1) 個に応じた組織 的・継続的な支援	①不登校対応ガイドラインの作成・運用	◎	
		②支援シートの作成・運用		
		③区立小・中学校における情報連携の強化		
	(2) 学校内外におけ る相談・支援体 制の充実	①スクールカウンセラー等の資質向上、連携強化		
		②総合的な教育相談の拠点づくり	◎	
		③専門チームによる学校支援の強化	◎	
		④保健福祉等の関係機関との連携強化	◎	
III 長期化への対応 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> 児童・生徒の社会的な自 立に向け、一人一人の状 態に即した多様な学びの 場や居場所の充実を図る。 また、保護者の不安や 負担の軽減に向けた取り 組みの充実を図る。 </div>	(1) 多様な教育機会 や居場所の確保	①ほっとスクールの充実	◎	
		②中間的居場所の確保		
		③ICTを活用した学習支援や居場所の検討	◎	
		④不登校特例校（分教室）の運営	◎	
		⑤フリースクール等民間施設、団体との連携		
	(2) 家庭・保護者へ の支援	①不登校保護者への相談機能の充実		
		②不登校保護者のつどいの充実		
		③進路相談・進路説明会の充実		
		④保健福祉等の関係機関との連携強化（再掲）	◎	

I 多様性や個性を認め伸ばす学校づくり

I－(1)－③ 一人一人の個性や能力を伸ばす教育活動

- ・一人一人の個性や能力を伸ばし、社会的・職業的な自立に向けた資質や能力を養う魅力ある教育活動に取り組みます。

I－(2)－① 不登校の現状理解及び校内の情報共有

- ・教員研修の内容を充実し、教員の観察力、児童・生徒理解の深化を図ります。また、校内における教員間の情報共有が円滑に図られるよう指導・支援していきます。

II 早期支援

II－(1)－① 不登校対応ガイドラインの作成・運用

- ・各学校が組織的・継続的に支援を行っていくため、不登校の各段階に応じて統一的な対応を行うための「不登校対応ガイドライン」を作成し運用します。

II－(2)－② 総合的な教育相談の拠点づくり

- ・教育総合センター内に、不登校をはじめとする様々な相談に対応し、学校や専門チームと連携して、適切な支援につなげる総合的な相談体制を構築します。

II－(2)－③ 専門チームによる学校支援の強化

- ・心理士等の専門職で構成する不登校支援グループを設置し、困難事例への対応や不登校の原因分析、対応策の検討を行うとともに、他の専門グループと連携し学校等への支援を強化します。

II－(2)－④ 保健福祉等の関係機関との連携強化

- ・児童・生徒や保護者の状況に応じて適切な支援につなげられるよう、保健福祉領域をはじめとする相談・支援機関との連携を強化し、就学前から卒業後まで切れ目のない支援を行います。

III 長期化への対応

III－(1)－① ほっとスクールの充実

- ・運営評価の結果を踏まえ、支援内容の定期的な評価、研修機会の拡充、ほっとスクール間の交流や連携の促進等の取り組みを進め、ほっとスクールにおける支援内容の充実を図ります。また、受け入れ体制の強化に向けた検討を行います。

III－(1)－③ ICTを活用した学習支援や居場所の検討

- ・オンラインを活用した学習支援や相談支援、居場所の提供について検討を進め、児童・生徒への支援の充実を図ります。また、出席や評価の取り扱いについても整理していきます。

III－(1)－④ 不登校特例校（分教室）の運営

- ・多様で柔軟な世田谷らしい教育活動を実施し、児童・生徒の社会的な自立に向けた支援を行います。また、運営状況を適宜評価し、学校への移行に向けた検討を進めていきます。

III－(2)－④ 保健福祉等の関係機関との連携強化（再掲）

別紙 2

第2次世田谷区不登校支援アクションプラン
(令和4(2021)年度～令和5(2022)年度)
【案】

令和4年1月
世田谷区教育委員会

はじめに

世田谷区教育委員会では、不登校児童・生徒への支援を指導上の大きな課題ととらえ、平成20年8月に「世田谷区不登校対策検討委員会」を設置し、区における不登校対策の基本的な方向性の検討を開始しました。その後、平成21年5月に「世田谷区における不登校対策のあり方について」を策定し、第2次世田谷区教育ビジョン第1期行動計画に「不登校への取り組みの充実」を掲げ、学校内外において取り組みの充実を目指してきました。

平成28年12月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「教育機会確保法」という。）が成立し、不登校児童・生徒を国や自治体が支援することが初めて明記され、平成29年3月には文部科学省により同法に基づく基本指針が示されました。

これにより、不登校を「問題行動」として判断するのではなく、取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉え、学校復帰のみを目標とせず児童・生徒の将来の社会的な自立を目指すことが示され、従来の不登校対策の方向性の転換も図られてきました。

世田谷区教育委員会では、こうした不登校を取り巻く状況の変化等を踏まえ、総合的かつ計画的に不登校対策を推進するために、平成30年3月に「世田谷区不登校対策アクションプラン」を策定しました。

不登校対策の基本的考え方として「不登校児童・生徒の社会的な自立につながる支援を行う」を掲げ、「一人ひとりに寄り添い続ける」、「自己肯定感をはぐくむ」、「多様で適切な教育機会を確保する」、「ネットワークによる支援を行う」の4つの方向性を示し、不登校特例校（分教室）の開設準備、ほっとスクール希望丘の開設及び運営の民間活用、スクールソーシャルワーカーの増員、学校包括支援員の全校配置、オンラインを活用した不登校支援の試行、進路説明会・相談会の実施など、環境的・人的支援を進め、一定の成果を上げてきました。

一方で、この間、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、不登校児童・生徒を取り巻く環境の変化により、学校の役割が再認識されるとともに、改めて学校・家庭・地域が連携し、児童・生徒を誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障する重要性が認識されました。

世田谷区教育委員会においても、不登校支援の拠点となる「教育総合センター」の開設、GIGAスクール構想に基づくICTを活用した学びの充実など、区における不登校児童・生徒への支援体制も大きく変化しており、施策のさらなる充実が求められています。

「不登校対策アクションプラン」策定後の4年間で不登校児童・生徒を取り巻く環境は大きく変化しており、「教育総合センター」が機能を発揮し、社会情勢の変化に対応した新たな行動計画が必要であることから、この第2次不登校支援アクションプランを策定しました。

令和4年1月

4	第2次不登校支援アクションプランの目標	…30
	(1) 児童・生徒一人一人の多様性や個性を認め伸ばす学校づくり	…30
	(2) 児童・生徒一人一人の状況に即した適切な支援へのつなぎ	…30
第5章 第2次世田谷区不登校支援アクションプラン 施策の取組み		
1	施策体系図	…32
2	各施策の取組み	…33
I	多様性や個性を認め伸ばす学校づくり	…33
	(1) 一人一人を大切にする教育	…33
	(2) 児童・生徒への理解の深化	…34
II	早期支援	…37
	(1) 個に応じた組織的・継続的な支援	…37
	(2) 学校内外における相談・支援体制の充実	…39
III	長期化への対応	…42
	(1) 多様な教育機会や居場所の確保	…42
	(2) 家庭・保護者への支援	…46
資料編		…49

～第1章～

第2次世田谷区不登校支援アクションプランの策定について

「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況であるもの（病気や経済的な理由によるものを除く）

1 第2次不登校支援アクションプランの位置付け、計画期間

(1) 本プランの位置付け

世田谷区教育委員会では、平成21年5月「世田谷区における不登校対策のあり方について」を策定し、その後、不登校児童・生徒の増加や「教育機会確保法」の施行等、不登校を取り巻く状況の変化に対応するため、平成30年度に「世田谷区不登校対策アクションプラン」を策定しました。

本計画は、「世田谷区不登校対策アクションプラン」の4年間の取組みを振り返り、現状と課題を的確に把握するとともに、不登校対策の拠点となる「教育総合センター」の機能を発揮し、不登校児童・生徒を取り巻く社会情勢や教育環境の変化にも対応した不登校支援策のさらなる充実に向けた具体的な行動計画を定めたものです。

(2) 計画の期間

第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画及び世田谷区未来つながるプラン等との整合を図るため、令和4、5年度の2年間を行動計画とします。【図表1】

(3) 他の計画との関係

本調整計画は、以下の諸計画との調和や整合性が保たれた計画とします。

① 世田谷区の計画

- ・ 第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画
- ・ 世田谷区教育総合センター運営計画
- ・ 世田谷区特別支援教育推進計画調整計画
- ・ 世田谷区基本計画及び世田谷区未来つながるプラン

【図表2】

② 関係法令

- ・ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律

■ 計画期間【図表 01】

平成 27年度 2015年	平成 28年度 2016年	平成 29年度 2017年	平成 30年度 2018年	平成 31年度 2019年	令和 2年度 2020年	令和 3年度 2021年	令和 4年度 2022年	令和 5年度 2023年	令和 6年度 2024年	令和 7年度 2025年		
世田谷区における不登校対策のあり方 (平成21年度～)			世田谷区不登校対策アクションプラン				第2次不登校支援 アクションプラン		次期教育ビジョン・ 行動計画 (令和6年度～)			
世田谷区特別支援教育 推進計画(第1期)		世田谷区特別支援教育推進計画(第2期)				調整計画						
第2次世田谷区教育ビジョン												
第1期行動計画			第2期行動計画				調整計画					
世田谷区子ども計画(第2期)										次期計画 (令和7 年度～)		
世田谷区基本計画									次期基本計画 (令和6年度～)			
世田谷区新実施計画(前期)			世田谷区新実施計画(後期)				世田谷区未来つながる プラン		次期実施計画 (令和6年度～)			

■ 他の計画との関係（イメージ図）【図表 02】

